

「政府保有株式に係る株主議決権行使等の方針」 の見直しについて

令和5年2月22日
財務省理財局

政府保有株式に係る株主議決権行使等の方針

(平成28年5月17日、平成29年12月11日一部変更)

新	旧
<p>1. 政府が出資している株式会社の位置付け (略)</p> <p>2. 株主議決権行使等の方針 (1)・(2) (略) (3) 株主としての継続的な取組 株主総会における株主議決権の適切な行使に向けて、株主として、年度を通じて、以下の通り継続的に取り組む。</p> <p>① 特殊会社等の財務情報に加え、事業戦略や人的資本を含むサステナビリティ（ガバナンス、社会及び環境に関する事項を含む中長期的な持続可能性をいう。）に関する考え方及び取組など、非財務情報についても定期的に把握する。</p> <p>② 特殊会社等が政策的役割を果たしつつ企業価値及び株式価値の向上等が促されるよう、これらに向けた取組等について、サステナビリティの観点も十分に踏まえ、特殊会社等と対話する。</p> <p>③～⑥ (略)</p>	<p>1. 政府が出資している株式会社の位置付け (略)</p> <p>2. 株主議決権行使等の方針 (1)・(2) (略) (3) 株主としての継続的な取組 株主総会における株主議決権の適切な行使に向けて、株主として、年度を通じて、以下の通り継続的に取り組む。</p> <p>① 特殊会社等の財務状況、事業戦略等を定期的に把握するとともに、特殊会社等が、政策的役割を果たしつつ、企業価値及び株式価値の向上等が促されるよう、これらに向けた取組に関する説明を求めるなど、特殊会社等と対話する。</p> <p>[新設]</p> <p>②～⑤ (略)</p>

関連する主な動き(方針見直しの背景)

○ 「責任ある機関投資家」の諸原則 《日本版スチュワードシップ・コード》

(令和2年3月再改訂) (抜粋)

※下線部が再改訂で追加された文言

原則1 機関投資家は、スチュワードシップ責任を果たすための明確な方針を策定し、これを公表すべきである。

指針

1-1. 機関投資家は、投資先企業やその事業環境等に関する深い理解のほか運用戦略に応じたサステナビリティ (ESG要素⁵を含む中長期的な持続可能性)の考慮に基づく建設的な「目的を持った対話」(エンゲージメント)などを通じて、当該企業の企業価値の向上やその持続的成長を促すことにより、顧客・受益者の中長期的な投資リターンの拡大を図るべきである。

⁵ ガバナンス及び社会・環境に関する事項を指す。

原則3 機関投資家は、投資先企業の持続的成長に向けてスチュワードシップ責任を適切に果たすため、当該企業の状況を的確に把握すべきである。

原則4 機関投資家は、投資先企業との建設的な「目的を持った対話」を通じて、投資先企業と認識の共有を図るとともに、問題の改善に努めるべきである。

指針

4-2. 機関投資家は、サステナビリティを巡る課題に関する対話に当たっては、運用戦略と統合的で、中長期的な企業価値の向上や企業の持続的成長に結び付くものとなるよう意識すべきである。

原則7 機関投資家は、投資先企業の持続的成長に資するよう、投資先企業やその事業環境等に関する深い理解のほか運用戦略に応じたサステナビリティの考慮に基づき、当該企業との対話やスチュワードシップ活動に伴う判断を適切に行うための実力を備えるべきである。

関連する主な動き(方針見直しの背景)(続)

- **新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画～人・技術・スタートアップへの投資の実現～**
(令和4年6月7日) (抜粋)

Ⅲ. 新しい資本主義に向けた計画的な重点投資

1. 人への投資と分配

(6) 人的資本等の非財務情報の株式市場への開示強化と指針整備

(略) 米国市場の企業価値評価においては、無形資産(人的資本や知的財産資本の量や質、ビジネスモデル、将来の競争力に対する期待等)に対する評価が大宗を占める。これに対し、日本市場では、依然として有形資産に対する評価の比率が高く、企業から株式市場に対して、人的資本など非財務情報を見える化する意義が大きい。本年内に、金融商品取引法上の有価証券報告書において、人材育成方針や社内環境整備方針、これらを表現する指標や目標の記載を求める等、非財務情報の開示強化を進める。

- **金融審議会ディスクロージャーワーキング・グループ報告の概要** (令和4年6月13日) (抜粋)

昨今の経済社会情勢の変化を踏まえ、非財務情報開示の充実と開示の効率化等についての審議を実施。これまでの審議に基づき、以下の内容を取りまとめ

・非財務情報開示の充実

有価証券報告書(法定)

全般

■ サステナビリティ情報の『記載欄』を新設

- ・ 「ガバナンス」と「リスク管理」は、全ての企業が開示
- ・ 「戦略」と「指標と目標」は、各企業が重要性を判断して開示

人的資本

■ 「人材育成方針」、「社内環境整備方針」を記載項目に追加

【参考】「政府保有株式に係る株主議決権行使等の方針」の対象としている特殊会社等一覧 (サステナビリティ関連情報の任意開示、TCFD賛同状況、等を含む)

特殊会社名	有報対象 (注1)	任意開示 (注2)		TCFD (注3)	特殊会社名	有報対象 (注1)	任意開示 (注2)		TCFD (注3)
			人的資本					人的資本	
1.日本電信電話(株)【上場】	✓	✓	✓	✓	16.(株)海外交通・都市開発事業支援機構			✓	✓
2.日本たばこ産業(株)【上場】	✓	✓	✓	✓	17.中間貯蔵・環境安全事業(株)			✓	✓
3.日本郵政(株)【上場】	✓	✓	✓	✓	18.(株)海外需要開拓支援機構			✓	✓
4.(株)日本政策金融公庫	✓	✓	✓	✓	19.(株)海外通信・放送・郵便事業支援機構			✓	✓
5.(株)日本政策投資銀行	✓	✓	✓	✓	20.中部国際空港(株)	✓		✓	
6.(株)国際協力銀行	✓	✓	✓	✓	21.首都高速道路(株)	✓		✓	✓
7.(株)日本貿易保険		✓	✓	✓	22.阪神高速道路(株)	✓		✓	✓
8.新関西国際空港(株)	✓	✓			23.(株)農林漁業成長産業化支援機構(注4)			✓	
9.(株)産業革新投資機構		✓			24.本州四国連絡高速道路(株)			✓	
10.東京地下鉄(株)	✓	✓	✓	✓	25.日本アルコール産業(株)			✓	
11.成田国際空港(株)	✓	✓	✓		26.(株)民間資金等活用事業推進機構			✓	✓
12.中日本高速道路(株)	✓	✓	✓		27.輸出入・港湾関連情報処理センター(株)			✓	
13.(株)商工組合中央金庫	✓	✓	✓	✓	28.阪神国際港湾(株)			✓	
14.西日本高速道路(株)	✓	✓	✓		29.横浜川崎国際港湾(株)			✓	
15.東日本高速道路(株)	✓	✓			30.(株)脱炭素化支援機構(注5)			✓	

(出所) 各社公表資料から作成

(注1) 有報対象とは、金融商品取引法上の有価証券報告書を提出する会社を指す。

(注2) 任意開示は、ディスクロージャー誌、サステナビリティレポート、統合報告書、環境報告書、CSRレポートのほか、中期経営計画、事業報告、HPで、サステナビリティ関連情報を開示している会社を指す。うち、人的資本(多様性含む)は、女性管理職比率等の指標や目標値を開示している会社を指す。

(注3) TCFDは、気候変動に関する財務情報開示を積極的に進めていくという趣旨に賛同し、経済産業省HPで公表されている会社を指す。

(注4) (株)農林漁業成長産業化支援機構は、農林水産省において、2021年度(令和3年度)以降は新たな出資の決定を行わず、可能な限り速やかに解散するとの方針が示されたことを受け、2025年(令和7年度)末までに解散の予定。

(注5) (株)脱炭素化支援機構は、2022年(令和4年)10月に設立。